

日野町災害廃棄物処理計画 概要版

令和7年3月

1 計画策定の趣旨

近年の大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災した地方自治体ではその処理に苦慮している現状にある。環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年改定)に基づき、大規模災害による被災時の課題を整理し、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すために策定した。

2 基本的事項

本計画では、地震災害及び水害・その他自然災害を対象とし、日野町では鳥取県西部地震断層による地震と、板井原川の氾濫による水害が想定している。

公衆衛生の確保を最優先とし、広域的対応による処理の迅速化、将来に禍根を残さない適切な処理、再資源化・減量化を基本方針とする。処理期間は、地震災害については発生から3年以内、水害については1年以内での処理完了を目指す。被害甚大で自ら処理を行うことが困難な場合においては、都道府県に事務委託を行う。

本町では県内他市町村と一部事務組合及び広域連合を構成してごみの中間処理を行っており、近隣自治体との連携を図り、一般廃棄物の収集運搬事業者のノウハウや資材等の活用を検討する。

3 災害廃棄物対策

組織体制

発災直後の配備体制は地域防災計画のとおりとし、災害廃棄物処理を担当する組織については、処理組織体制(図4を参照)を整備し、発災後の被害状況に応じて人員を確保する。業務の概要は初動期、応急対応、復旧・復興のフェーズに応じて内容が変化していくため、処理の進捗に応じて組織体制を見直す。

情報収集・連絡

発災後、時間の経過に伴い定期的に新しい情報を収集し、県や関係機関へ連絡を行い、被災状況に応じた支援を要請する。

協力・支援体制

広域的な相互協力体制を確立するため、被災状況に応じた支援を要請できるよう、県を通して定期的に連絡調整や報告を行い、また災害協定等を活用し、人員が不足する場合は必要な支援等についての的確に要請できるようにする。

図 4 災害廃棄物処理組織体制（案）



主な災害時応援協定

協定名称	締結先	協定の概要
災害時の相互応援に関する協定	鳥取県・県内市町村	被災市町村が独自では十分な応急措置が実施できない場合に応援要請を行う
鳥取・岡山県境連絡推進協議会災害時相互応援協定	鳥取・岡山県境連携推進協議会	被災市町村が独自では十分な災害対策が実施できない場合に応援要請を行う
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時に迅速かつ円滑に必要な物資の供給を要請できる
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人鳥取県産業資源循環協会	大規模災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力を要請できる
大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	鳥取県環境整備事業協同組合	大規模災害が発生した場合に、災害し尿等の収集及び運搬の協力を要請できる
緊急事態発生時における災害廃棄物処理に関する協定書	三光株式会社	緊急事態発生時に本町による処理が著しく困難となった一般廃棄物の処理について協力を要請できる

災害廃棄物処理対策

災害廃棄物の発生量は、地震で最大 8,700 トンと想定される。処理フローに基づき対応していくが、焼却処分・最終処分ともに不足する可能性があるため、大規模災害発生時には広域的な処理を検討する。初動期・応急対応・復旧及び復興の時期に応じて、別紙表 5・表 6 のとおり処理を遂行する。

地震における最大想定時の災害廃棄物発生量（単位：t）

断層の名称	木くず	コンクリートが ら	金属くず	その他 (残材)	津波堆積 物	合計
鳥取県西部地震断層	2,347	3,002	203	3,148	0	8,700

風水害における処理対応

地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量は地震と比較して少ないが、水分を多く含むなどの特徴があり、収集運搬・処理にあたってその違いに留意する。

水害による災害廃棄物発生量（単位：t）

河川名	可燃物	不燃物	資源化物	資源化物(家電)	合計
板井原川	7	5	1	0	13

参考：一般廃棄物焼却施設の処理可能量

施設名	処理能力 (t/日)	年間最大 稼働日数 (日/年)	年間処理 能力 (t/年)	年間処理量 (実績) (t/R4 年度)	処理可能量		
					(t/年)	(t/1.7 年)	(t/2.7 年)
クリーンセ ンター くぬぎの森	8	170	1,360	1,151	209	355	564

※クリーンセンターくぬぎの森は、日野町江府町日南町衛生施設組合が運営しており、江府町と日野町の一般廃棄物の焼却を行っているため、大規模災害発生時にはその旨考慮する必要がある。

仮置場

災害廃棄物の仮置場は平常時に候補地を選定し、発災時には速やかに仮置場を設置する。候補地として、日野町防災基地・旧日野中学校グラウンド・滝山公園駐車場等を想定し、災害時には被災の状況等により災害対策本部と調整のうえ設置する。仮置場の運営にあたっては、搬入時から分別を徹底し、処理時間の短縮や低コスト化、生活環境の保全を図る。

4 災害廃棄物処理実行計画

発災時には、処理計画を基に被害状況等を把握した上で、実際に処理を進めるための実行計画を作成する。災害廃棄物処理の全体像を示すために必要であり、実行計画は処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の項目例

1	実行計画の基本的考え方
2	被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
3	災害廃棄物処理の概要
4	処理方法の具体的な内容
5	安全対策及び附則の事態への対応計画
6	管理計画

5 平時の備え

計画の点検・改定

本計画をより実効性の高いものにするために、以下のような場合に随時計画の見直しを行うものとする。

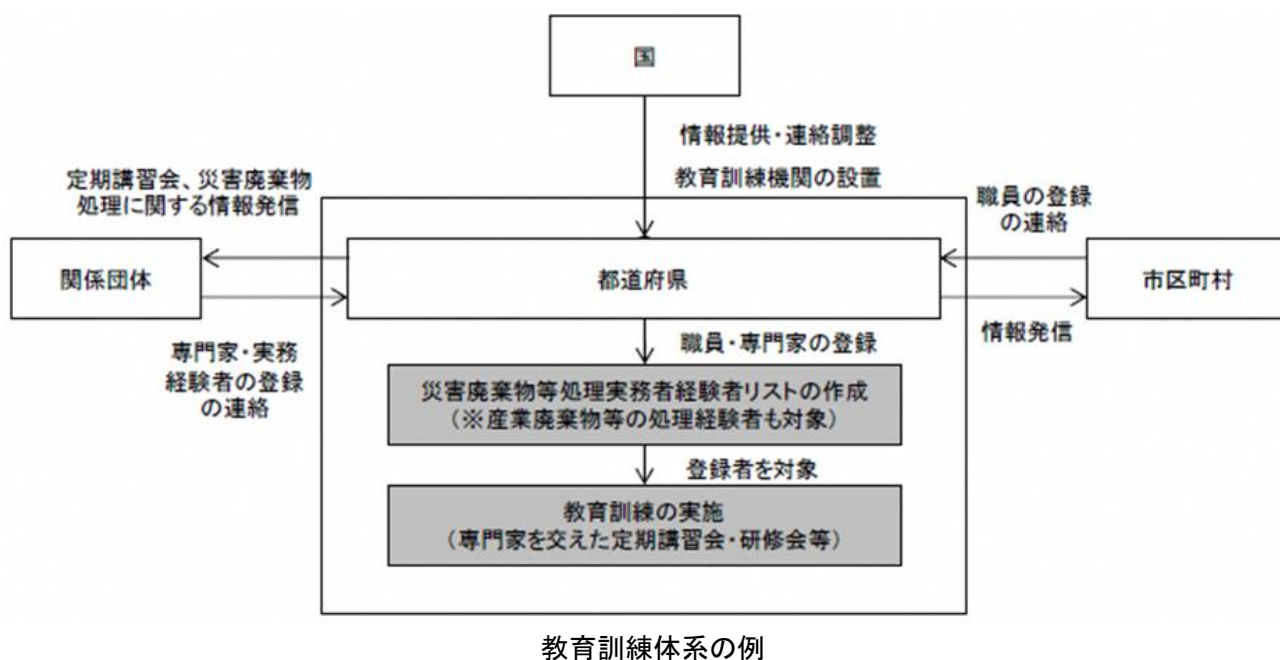
- ①地域防災計画等で想定される災害や被害想定の見直しなどがあった場合
- ②国の災害廃棄物処理に関する諸法令や指針等の改正があった場合
- ③県の処理計画や関連するマニュアル等の改正が行われ、本町の処理計画においても情報の更新等が必要な場合
- ④協定締結先、廃棄物処理施設の状況等、本町における災害廃棄物処理に関する情報の更新等が必要な場合
- ⑤本町における組織体制の変更等により、処理体制構築の見直しが必要な場合等また、災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえた本計画の点検・見直しを行う。

計画の共有、関係者との連携

庁内、民間事業者との連携を図り、住民に対して計画を公表し、災害廃棄物に係る周知・広報を行う。

職員の教育、研修及び訓練の実施

災害廃棄物に関する専門的知識、関係法令の運用、災害廃棄物処理に必要な技術的な内容に関する教育を受ける機会を設け、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」（国立環境研究所編集）などを災害廃棄物処理に関する教育訓練に活用する。



出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P2-6 図2-1-1

表 5 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		収集方法の確立・周知・広報
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
		感染性廃棄物への対策
	仮設トイレ等の し尿	仮設トイレ（簡易トイレを含む）消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの必要数の把握
		仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定
		仮設トイレの設置
		し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始： 処理、保管先の確保）
		仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
応急対応 （前半）	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急 処理受入
		ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保
		収集状況の確認・支援要請
		生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
		ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施
	仮設トイレ等の し尿	収集状況の確認・支援要請
		仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指 導（衛生的な使用状況の確保）
復旧・復興	仮設トイレ等の し尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-15を一部修正

表 6 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項 目		内 容
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		住民、ボランティアへの情報提供（分別方法、仮置場の場所等）
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連 携）
	仮置場	仮置場の候補地の選定

項 目		内 容
		受入に関する合意形成
		仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策
		仮置場必要面積の算定
		仮置場の過不足の確認、集約
	環境対策	仮置場環境モニタリングの実施(特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当と連携)
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	破 碎 ・ 選 別 ・ 中 間 処 理 ・ 再 資 源 化 ・ 最 終 処 分	既存施設(一般廃棄物・産業廃棄物)を活用した破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分
		処理可能量の推計
		腐敗性廃棄物の優先的処理
	進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価
	各種相談窓口の設置	損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)等、各種相談窓口の設置(立ち上げは初動期が望ましい)
	住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報
応急対応(前半)	発生量	災害廃棄物の発生量の推計(必要に応じて見直し)
	実行計画	実行計画の策定・見直し
	処理方針	処理方針の策定
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討・見直し
	撤去	倒壊の危険のある建物の優先撤去(設計、積算、現場管理等を含む)(関係部局との連携)
	環境対策	悪臭及び害虫防止対策
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収
	破 碎 ・ 選 別 ・ 中 間 処 理 ・ 再 資 源 化 ・ 最 終 処 分	広域処理の必要性の検討
		仮設処理施設の必要性の検討
(後半) 応急対応	破 碎 ・ 選 別 ・ 中 間 処 理 ・	広域処理の実施
	再 資 源 化 ・ 最 終 処 分	仮設処理施設の設置・管理・運営
	各種相談窓口の設置	相談受付、相談情報の管理
	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立
復旧・復興	撤去	撤去(必要に応じて解体)が必要とされる損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)(設計、積算、現場管理等を含む)
	仮置場	仮置場の集約
		仮置場の復旧・返却
	破 碎 ・ 選 別 ・ 中 間 処 理 ・ 再 資 源 化 ・ 最 終 処 分	仮設処理施設の解体・撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）p. 1-14 を一部修正